

独占禁止法および競争法に関する指針

基本指針の表明:

3Mは、世界中のあらゆる独占禁止法・競争法規を遵守し、公平かつ活発な競争を行うことに取り組んでいます。競争相手との価格に関する合意など、業務活動の中には、常にこれら法律およびこの指針の違反となるものがあります。このほか、供給制限や流通協定、市場での有利な立場を悪用した競争の阻害といった多くの事業活動も、これら法律とこの指針の違反行為となる可能性があります。独占禁止法・競争法は、国によって異なり複雑であるため、3Mの従業員は、これらの法律の規制を受ける業務活動に従事するときは、所属事業部門の担当法務に相談しなければなりません。

目的:

この指針は、3Mがあらゆる独占禁止法および競争法を世界的に遵守するよう徹底するためのものです。こうした法律に違反した場合、3Mや従業員個人に刑事罰・民事罰が科されたり、大幅な業務の中断や3Mの信用を失墜させる事態につながるおそれがあります。

この指針は、すべての3M従業員および3Mのために行動する者に、世界的に適用されます。

第三者に行動規範指針が適用されるケースについては、コンプライアンス指針を参照してください。

その他のガイドライン:

- 競合相手との予定される協議は、事前に3Mの担当法務の確認を受けなければなりません。
- 以下のような競争に関わる要素については、競合相手に提案することも、合意を結ぶことも許されません。
 - 価格
 - 販売条件
 - 入札価格または入札活動
 - 顧客、販売経路または取扱製品の割当
 - 販売区域や地域の割当
 - 生産、生産能力、生産量
 - 業界や市場の状況
 - 原価、利益または利幅
 - 特定の顧客、サプライヤー、その他の企業との取引の有無
- 一見、不適切な協約や交流のように見受けられる競合他社との協議や接触は避けてください。
- 事業者団体または標準化団体に加入または参加する際は、「事業者団体または標準化団体への加入／参加基準」に指定する手順に従ってください。
- 独占禁止・競争法の適用は複雑です。以下の取り決めに検討し始めたら、早めに指定3M法務顧問に相談しましょう。
 - 独占販売・購入の取り決め
 - 販売業者との取引関係やその解消
 - 適用対象を限定した割引価格
 - 商品・サービスのセット販売
 - 3M製品やサービスの再販制限
 - ライセンサーやライセンサーを制限する技術使用許諾契約
 - 市場での支配的地位を築くまたは維持するための活動や制度

罰則:

独占禁止法・競争法に違反した場合、3Mや従業員個人に刑事罰・民事罰が科されたり、大幅な業務の中断や3Mの信用を失墜させる事態につながるおそれがあります。3Mの行動規範に違反すると、最大で解雇を含む懲戒処分につながります。